

年金受給者専用定期預金取扱規定

令和7年6月2日現在

年金受給者専用定期預金の取扱いは、この規定によるほかは別にご案内している定期預金規定の定めにより取り扱います。

[預金の種類]

新型複利定期預金（最長預入期限5年、据置期間6か月）といたします。なお、自動継続式の取り扱いもできます。

[適用金利]

お預け入れ時に別にお渡しした「『新型複利定期預金』お預け入れ時の利率」といたします。ただし、自動継続式の場合は、継続日における店頭表示金利に変わります。

[自動継続]

自動継続式とした場合には、定期預金証書記載の初回満期日に新型複利定期預金（最長預入期限5年）として継続するものとし、この預金としては継続いたしません。以後も同様といたします。

以上